

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R3 阿土 大津田川 阿南・長生 環境調査業務

1. 目的

大津田川の河川改修工事に先立ち、大津田川に群生する重要種植物である「オグラコウホネ」の移植を実施するとともに、その移植後の状況についてモニタリング調査を行い、今後の河川工事における環境保全措置の基礎資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

1) 打合せ

打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、中間時2回（環境アドバイザーとの協議含む）、成果納品時1回の4回とする。

2) 重要種植物移植

工事予定区間において、オグラコウホネに工事の影響が及び群落を対象に移植を行う。
 (A=10~20m²程度)

移植を行うにあたり、環境アドバイザーの助言をもとに移植計画を立案し、移植作業を実施する。

移植先については、工事による影響が無い区間を選定する。

なお、移植作業は、河川の水位が低下する10月頃とする。

さらに、「オオフサモ」等のオグラコウホネの生育に支障を及ぼす恐れのある外来種については、適宜、駆除作業を行う。

3) モニタリング調査

H30年度~今年度に移植を行ったオグラコウホネのモニタリング調査を行う。

調査は、現地にてオグラコウホネの生育環境及び生育状況を記録、計測し写真撮影等を行う。

なお、調査回数は、4回とする。（夏季、秋季~冬季）

4) 調査結果とりまとめ

オグラコウホネのモニタリング調査結果について整理し、周辺環境と生育状況との関係についてとりまとめる。

5) 成果報告書作成

調査成果とりまとめ及び検討結果等について成果報告書として分かりやすくとりまとめる。

表-1 工程表（案）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
河川水位	非灌漑期 →		← 灌漑期							← 非灌漑期		
移植作業										—		
モニタリング調査							—			—	—	—



図-1 移植及びモニタリング調査対象範囲

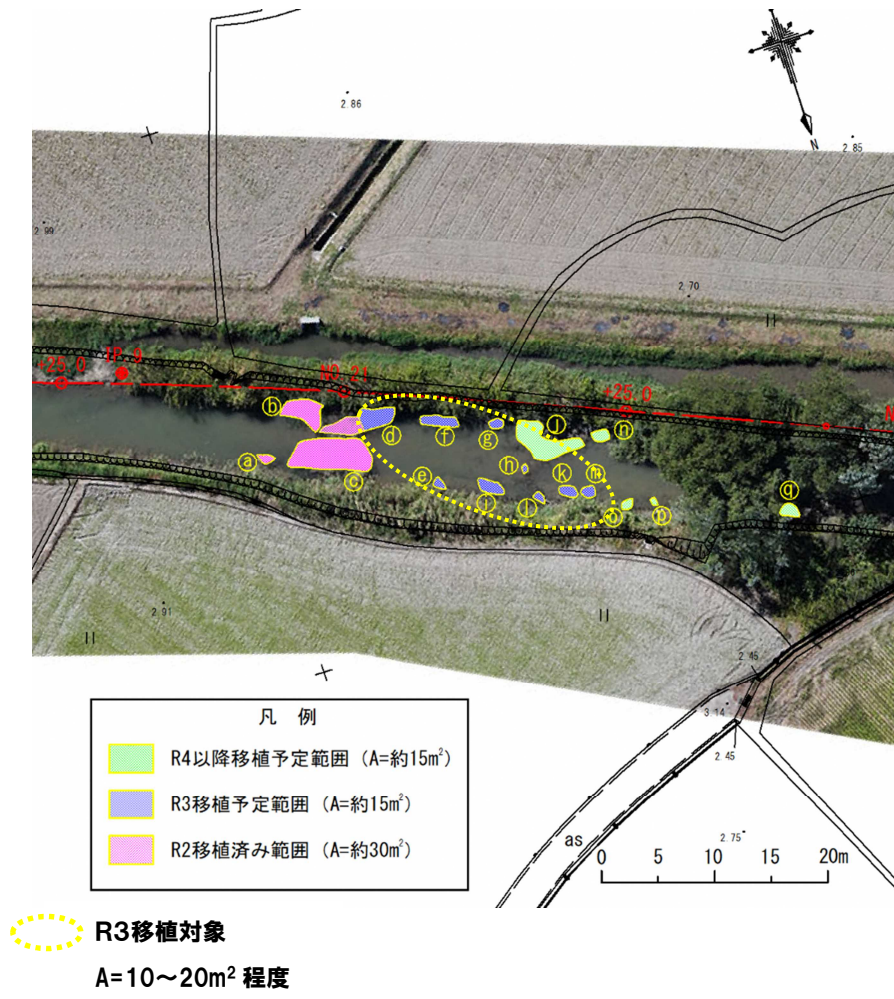


図-2 移植対象範囲